

岡労発基 0511 第 12 号
令和 8 年 5 月 11 日

関 係 団 体 の 長 殿

岡 山 労 働 局 長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添の令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 9 号により、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 89 号。）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 204 号。）が令和 8 年 4 月 28 日に公布され、令和 9 年 4 月 1 日から施行するとの通知がありました。

今回の通知は、別添の記の「第 2 改正省令の要点」のとおり、定期健康診断等の検査項目に血清クレアチニン検査を追加、喀痰検査の削除など、健康診断に関する労働安全衛生規則等の一部改正が行われるとともに、関係通達に関し、平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」の改正、令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 7 号「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」及び令和 5 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 12 号「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」の廃止、また令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 2 号・雇均発 0712 第 2 号「『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について』の一部改正について」を改正するものとなっております。

つきましては、本件についてご承知おき頂きますとともに、会員事業場等関係者に対して周知していただきますようお願いいたします。